第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		

（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
第三十四条の六十三	、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長	又は都道府県知事
第三十四条の六十四	、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長	又は都道府県知事
	都道府県知事又は	中核市の市長又は
（略）	（略）	（略）

第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		

第三十四条の九第四項	都道府県知事	場合又は
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第三十四条の六十四	（新設）	（新設）
	都道府県知事又は	中核市の市長又は
（略）	（略）	（略）

	中核市の市長	場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができ、
	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	中核市の市長又は	中核市の市長又は
	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。